

春岡村の伝説

明治35年 春岡村の女工哀史

「挽割一升に米一合、才菜は味噌一掴みに塩が二掴みという割合の汁が一杯だけ、お昼食は沢庵二切れかそれもなければスモモの塩漬けが三つか五つ、晩は前の塩汁、魚というものは3年の間に鰯の乾物一枚と鯿一本を見ただけでございます」（参考『埼玉県警察史第1巻』）

これは明治35年、春岡村丸ヶ崎にあったコールテン織物工場の工女桶谷ハルノが検事に語ったものです。工場では石川県や富山県から来た15～16歳の女工が27～8名働いていました。ほとんどが口減らしや家計を助けるため、桂庵（けいあん）と呼ばれる口入れ屋に「東京の良い工場へ就職させてやる」とたまされ、多額の前借金で働かされている少女たちでした。一日の労働時間は朝4時から夜10時。一日の業務は2丈5尺と決められ、丈尺に達しないと翌日の午前1時、3時まで延長されたり食事を2食に減らされたりしました。さらに工場主やその母親による監禁、制縛、衣服屏去、殴打、拷責といった体罰が日常的におこなわれていました。（参考『埼玉県行政史第1巻』）

余りに過酷なため何人もの女工が逃亡を図りましたがそのたびに連れ戻され、他の女工への見せしめにひどい乱暴を受けました。石川県からきていた田端ツヤは工場を三度逃げ出しては連れ戻され、四度目の脱出である渡し場のところで事情を話すと「電信柱の並んでいる道を行け」と教えてもらいました。（ちなみに埼玉で送電が開始されたのは浦和で明治37年でした）夜も明けるころ東京に入り、家や電信柱の数も増え、東京帝国大学の赤門の前を通り、親切な人の指図で時事新報社にたどり着き、工場の実情を話すことができました。

（参考『子どもたちに伝えたい19の歴史』）

「…憐れなる女工、24人中半数以上はトラホームに雇われ視力弱きのみならず中には顔色青褪めて、身体系のごとく痩せ衰えたる者10余人あり。また、頭髪を断ち切られ盲目にして病に罹る者2人あり…」『時事新報』明治35年8月20日付（参考『大宮のいまとむかし』）

結局、丸ヶ崎の工場主とその母親は浦和地裁で重禁固2年罰金30円の重罪に処せられました。

こうした女工虐待事件は明治30年代に大宮だけでなく上尾、浦和、与野でも起きていました。女工への虐待を報告した『職工事情』が明治36年に農商務省より刊行され、8年後の明治44年「工場法」がようやく成立し、女子を12時間以上働かせることは禁じられました。

（参考『埼玉県行政史1』）

一方、片倉製糸や山丸製糸といった大工場は待遇、健康管理、教育等に配慮がされていたといわれていますが実情は、労働時間は15時間、朝食は麦飯に味噌汁と沢庵少々、お昼だけさんま半切れなどの副食がついたものの食事時間は15分くらいで昼休みはありませんでした。月二回の休日はたいてい外出止めで、僧侶による「人間は欲が深い。うまいものが食べたい、いい着物を着たい、仕事が面白くない、こんな時には、なむあみだぶつという箒でこの邪念を掃くことだ。こうするといろいろの邪念が吹き飛んで明るい気持ちになって一生懸命仕事ができるようになる」といった法話や嘶家による講談で、若い工女らにとっては面白くも有難くもなかったということです。

（参考『大宮のいま～』）

（他に参考図書として『多聞院に眠る少女たち—大宮にもあった女工哀史』）

（平山 由喜）